

## マレーシア：法務 Q&A

---

### Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点がありますか。

### Answer:

まず、現地法人において実施しようと考えている業務が外資規制の適用を受ける業務か否か、確認する必要があります。

また、マレーシアにはマレー人優遇政策(ブミプトラ政策)があり、マレー人・マレー系企業以外の人(外国人を含む)・企業(外資系企業を含む)は、当該政策に基づく保護対象となる事業を行おうとする場合、業種に応じて一定比率の株式をマレー人・マレー系企業に保有させる必要があります、注意が必要となります。

---

### Question:

現地の事業を清算・撤退する場合に気を付ける点がありますか。

### Answer:

会社の清算手続は、会社の規模等によりますが、タックスクリアランス手続が長期に及ぶ可能性があります。また、清算・撤退に伴い、従業員の解雇手続が必要となります。雇用法の適用を受ける従業員については同法所定の解雇手当を支払う必要があります、同法の適用を受けない従業員については、契約上の義務がない限りは解雇手当を支払う必要がないものの、実務上は円滑な清算手続遂行のため、多くの会社が解雇手当を支払っています。

---

### Question:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続が必要でしょうか。

### Answer:

出向者はマレーシア国内で雇用されることとなりますので、現地法人から雇用パスのサポートを受ける必要があります。

近時、雇用パスの申請から発給までの期間が長期化していることから、出向者の雇用パス取得のスケジュールについては十分に余裕をもっておくことが求められています。

---

### Question:

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点がありますか。

### Answer:

マレーシアの雇用法は従業員保護の程度が強い、すなわち、雇用後に解雇することは容易ではないことをまず留意し

ておく必要があります。

また、雇用法は、いわゆる低賃金・肉体労働者を保護するための法律であるため、従業員の中でも、雇用法の適用を受け、同法の保護を受ける従業員と、雇用法の適用を受けず、雇用契約に従う従業員に分かれる可能性がある点も留意が必要です。

解雇については、雇用法の適用を受ける、受けない従業員を問わず、解雇時には「正当な理由」が必要となります。当事者において解雇に関して不服がある場合には、労使関係裁判所において判断されることになります。

---

#### Question:

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

#### Answer:

準拠法を選択することは可能です。

契約書の言語について規制がないものの、当事者の契約書に対する理解に資するなどの理由から、契約書の言語は英語とされることが非常に多いのが実情です。

---

#### Question:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

#### Answer:

契約書に仲裁条項・国際裁判管轄を定めることは可能です。

実際に仲裁条項等を定める場合、仲裁手続に関する紛争回避のため、契約書内で仲裁人の人数や選定方法等手続についてあらかじめ定めておく必要があります。マレーシアは外国仲裁判断の承認・執行については、ニューヨーク条約批准国であり、相互承認留保・商事仲裁留保をしていません。

国際裁判管轄に関しては、例えば、日本国内の裁判所で取得した外国判決は、1958年判決相互執行法において日本の判決が承認されるとは規定されておらず、同法に基づいてマレーシアの裁判所での承認・認証手続きを受けることができないことに注意が必要です。

---

#### Question:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

#### Answer:

現地法人から日本の本社に対する配当金の送金に関する規制はありません。

---

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点はありますか。

Answer:

2013年に施行された個人情報保護法に基づく対応、具体的には、従業員を含む情報対象者の情報を国外移転する場合(従業員情報を本社管理する場合等)に求められる適切な対応ができていない現地法人が多く、同法違反行為については罰則もあることから、早急な対応が必要となります。

---

Question:

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

Answer:

現地に居住する必要がある取締役の員数は、旧会社法では2名であったものの、2016年新会社法では1名で足りるとされました。

現地法人が、国営石油企業ブミプトラ等が行う競争入札に入札しようとする場合、当該会社には一定数の取締役をマレー人とすることが入札の前提となるなど、取締役の属性について条件が課されることになる点注意が必要となります。